

○消費者活動団体登録基準

平成 17 年 9 月 1 日 市民生活部長決裁

最近改正 平成 25 年 7 月 29 日

(目的)

第 1 条 この基準は、消費生活に関する活動を行う団体を支援し、消費者活動の推進を図るため、消費者活動団体（以下「対象団体」という。）の登録を行うに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の条件)

第 2 条 対象団体として登録することができる団体は、次に掲げる条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 消費者の権利、利益の擁護・増進を目的または活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された営利を目的としない団体等で、別表に定める消費者活動を主たる活動の目的とすること
- (2) 市内を主たる活動の拠点とすること
- (3) 1 年以上の活動実績を有すること
- (4) 今後も継続して活動することが見込まれること
- (5) 事業計画書を策定するなど、活動の目的及び内容を明らかにしていること
- (6) 規約を定め、役員を選任するなど、団体の意思決定の体制を有すること

(登録の承認)

第 3 条 対象団体として登録しようとする団体は、消費者活動団体登録申込書（様式 1）を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項により提出された申込書を審査し、対象団体の登録の承認（以下「登録承認」という。）を決定したときは、対象団体に対し、消費者活動団体登録承認書（様式 2）を交付する。

(登録の不承認)

第 4 条 指定管理者は、第 2 条の規定に該当しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、登録承認をしない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体であると認められる場合

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体であると認められる場合
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(この候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体であると認められる場合
- (4) 営利を目的とした団体であると認められる場合
- (5) 法令又は公序良俗に反する活動を行う団体であると認められる場合
- (6) その他、この基準の目的に照らし、登録承認を与えることが不相当であると認められる場合

(登録承認の取り消し)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録承認を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定に該当した場合
- (2) 対象団体がこの基準に違反した場合
- (3) 偽りその他不正な手段により登録承認を受けた場合
- (4) 対象団体が活動を停止したと認められる場合

(登録承認の有効期限)

第6条 登録承認の有効期間は、登録承認を行った日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間を経過した対象団体が、あらかじめ登録承認の申込を行うことは妨げない。

(情報の更新)

第7条 対象団体は、登録した団体情報に変更が生じたときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

- 2 指定管理者は、登録した団体情報に変更が生じたことを認めたときは、事前に対象団体に告知した上で、その団体情報を更新する。
- 3 指定管理者は、必要に応じて、対象団体に対し活動の状況等を確認するための資料の提供を求めることができる。

附 則

- 1 この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

- ア 消費者啓発・教育活動（パンフレット等の発行、講習会等の開催）
- イ 食に関する問題に係る活動（食の安全性、食生活と健康等）
- ウ 商品（食品を除く）の品質や安全性等の問題に係る活動
- エ サービス（教養娯楽サービス、金融サービス等）の内容、契約に係る活動
- オ 経済活動（共同購入、産地直売等）
- カ 物価問題（食料品価格等）に係る活動
- キ 高齢者問題（福祉ボランティア活動、年金等）に係る活動
- ク 環境問題（地球環境、省資源、省エネルギー、リサイクル、ごみ問題等）に係る活動
- ケ その他（商品テスト、調査活動、苦情処理等）